北海道科学大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学(以下「本学」という。)大学院において、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中特に優れた業績を挙げ、当該奨学金の返還免除を受けようとする者(以下「返還免除候補者」という。)の選者及び推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 返還免除候補者の選考を行うため、北海道科学大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組 織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学長
- (2)副学長
- (3)研究科長
- (4) 専攻長
- (5) 学生支援センター長
- (6) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

- 第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 返還免除候補者の選考に関すること
 - (2) 選考基準及びその取扱いに関すること
 - (3) その他返還免除候補者の選考及び推薦に関する必要な事項

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学長をあてる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(選 考)

第7条 返還免除候補者の選考は、第2条で設置する委員会において、当該学生の本学大学院に

おける教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、機構が定める奨学規程(平成16年規程第16号)に基づき総合的に評価しておこなう。

2 選考基準の詳細については別表1に定める。

(推薦)

第8条 学長は、前条の選考に基づき、返還免除候補者に順位を付し、機構が定める業績優秀者 返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

(庶 務)

第9条 この規程に基づく事務処理及び委員会の庶務は、学生課がおこなう。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。